

令和4年第1回長南町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年1月19日(水曜日)午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度長南町一般会計補正予算(第7号))
日程第 6 議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算(第8号)について
日程第 7 議会運営委員会委員の選任
日程第 8 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	糸井仁志君
総務課長	三十尾成弘君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	福祉課長	仁茂田宏子君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

○議長（松野唱平君） 皆さん、こんにちは。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、令和4年第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会にご提案申し上げます議案は、専決処分に係ります承認1件、補正予算1件の2議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第1回長南町議会臨時会を開会します。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎動議の提出、議長不信任

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 動議を提出したいと思います。

議長不信任の動議であります。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの加藤議員の動議に対して賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松野唱平君） 4人ですか。

ただいまの加藤議員の動議に対しましては、挙手した方は4名でございます。

したがって半数以上ではございませんので、動議は取り下げます。

よろしいでしょうか。

○10番（加藤喜男君） いけません。動議は本人プラス1名以上があれば成立する決まりになっておりますので、動議を取り下げることは全くできないと思います。

○議長（松野唱平君） 失礼しました。そのとおりですね。

それでは、加藤議員からその内容についてお願いできますか。

○10番（加藤喜男君） 議長としては、賛成者がいたのでこの動議は成立したということによろしいですね。

○議長（松野唱平君） はい。

○10番（加藤喜男君） これは議長に対する不信任でありますので、議長を交代していただかないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） 暫時休憩します。

（午後 2時03分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの加藤議員の動議に対しまして、議長を、副議長に交代をさせていただきたいと思えます。

（午後 2時04分）

〔議長交代、松野唱平君退場〕

○副議長（岩瀬康陽君） それでは、議長の代わりに私が議長を務めさせていただきます。

それでは、今の加藤議員の動議に対して説明を求めます。

加藤議員、説明願います。

○10番（加藤喜男君） それでは、動議の説明をいたします。

皆さん、今回の動議につきましては、過日実施されました町長選挙に関するものでございます。

この選挙において、松野議長は片側の候補者、すなわち平野候補者のポスター掲示責任者やチラシ頒布の責任者として、堂々とその名前を載せているのです。すなわちその候補者の陣営において重要な支援者として活動していたこととなります。

皆さんご存じのとおり、町政運営は地方自治法の定めにより、町民から選ばれる首長と、町民から選ばれた議員、議会の二元代表制で成り立っております。皆さんご存じのとおり、この二元代表制において、議会議員は、町長執行部から提出される各種事業が町民のためになるのか、費用対効果が見込めるのか等、慎重審議、判断するのが議会であり、この議会においても、議長たる者は中立の立場で議会運営をしなくてはならないわけです。皆さんそう思いませんか。

このような、事もあろうに松野議長は自分の身分、立場をわきまえず、水面下で活動するならいざ知らず、掲示ポスターや頒布ポスターに堂々とその名前を出しているのです。我々の代表の議長が片方の候補者を応援することは、二元代表制を知らないのか、二元代表制の議회를冒瀆しているのかと思えるわけです。

また、平野陣営には多くの議員が応援者としていたというふうにしております。この応援者の議員はおかしいとは思わなかったのでしょうか。思ったけれども、時既に遅かったのでしょうか。この議員の方々も、二元代表制の重要さに気づかなかったのでしょうか。議員生活も長いわけで、残念としか言いようがありません。

以上が今回の選挙において松野議長が取った行動であります。この行動は、議会を代表し中立公平、公正を旨とする議長としてはあるまじき行動です。

この私の動議に反対する意見もお聞きしたいわけですが、どう考えても、今回の松野議長の行動は議長とし

て許されるものではないと思うのです。このようなことを議会人として見逃すわけにはいかないのです。松野議長に議長を任せることはできません。どうか皆さん、私の不信任案に賛成くださるようお願いいたします。

以上が、私の議長不信任案の説明でございます。

以上です。

○副議長（岩瀬康陽君） それでは、加藤議員の動議に対して反対の意見を求めます。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 自席でよろしいですか。

○副議長（岩瀬康陽君） はい。

○7番（森川剛典君） ある意味分かるところはありますが、公職選挙法にそのようなことが書かれているのでしょうか。選挙は公職選挙法にのっとって行うものです。

そしてもう一点、私どもでそういう申合せを、過去、町長選においてしたのか。あるいは多数の候補が出たときとかいろいろあると思うんですが、全国でもそういう例はあると思いますよ。

まとめて言えば、とにかく公職選挙法にそのようなことが書かれていないので、そのようなことを言ってもそれは無理だなと私は思います。賛成できません。

○副議長（岩瀬康陽君） それでは、賛成の議員の意見はございますか、ほかに。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は選挙中に、大分、町民の人から、松野議長が総括責任者をやっているということは、あんたはどう思いますかと言われる町民の方がかなり多くおりました。そういった中で、議長たるものは公平ということで、表向きは平等の位置にいななければいけない。選挙でどっちをやるということは構わないと思いますけれども、表に名前を挙げて総括責任者という立場は、皆さんが疑問に思っている方が相当おりました。

そういったことから、これについては賛成をしたいと思います。

○副議長（岩瀬康陽君） 反対の意見を求めます。

3番、河野康二郎君。

○3番（河野康二郎君） まず、選挙そのものは森川議員が言うように、公職選挙法に基づいて行われるものだと思います。二代表制を今おっしゃいましたけれども、国政と違って1つの党がトップを選ぶという、そういうこととは違って、各議員それぞれ是非々の立場で政策、そういうものを選択しながら応援することについて、決して間違いだというふうには思いません。

そういうことで、二代表制を侵害しているというようなことは当たらないというふうに思います。反対します。

○副議長（岩瀬康陽君） ほかにございますか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（岩瀬康陽君） なしと認めます。

それでは、加藤議員の動議について採決をいたします。

加藤議員の動議、いわゆる松野議長の解任についての採決を行います。

解任に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（岩瀬康陽君） 賛成少数です。

加藤議員の動議は否決されました。

ここで議長を交代します。

[松野唱平君入場、議長交代]

○議長（松野唱平君） ありがとうございます。ご忠告ありがとうございました。

それでは、会議を続けます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 宮 崎 裕 一 君

2番 林 義 博 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

[議会運営委員長 板倉正勝君登壇]

○議会運営委員長（板倉正勝君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、本日、委員会を開催し、令和4年第1回臨時会の議会運営について協議・検討をいたしました。

本臨時会に付議される事件は、専決処分の承認1件、一般会計の補正予算1件の計2議案が提出されているほか、議会運営委員会委員の選任、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日19日の1日とすることに決定いたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和4年第1回長南町議会臨時会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日19日の1日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日19日の1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案2件の送付があり、これを受理しましたので報告します。

次に、本臨時会の議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員の出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり、出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和3年11月分の例月出納検査結果は、お手元に配付した印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎承認第1号～議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野唱平君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第6、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 承認第1号及び議案第1号について提案理由を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、本件は、令和3年11月19日に閣議決定された政府の経済対策の一つとして実施する子育て世帯への臨時特別給付金のうち、追加の5万円相当の給付について、国の補正予算成立に伴い早期に現金給付を行うため、令和3年12月20日に給付経費に係る補正予算を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めようとするものでございます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれに3,850万円を追加し、予算の総額を53億8,592万2,000円といたしました。

次に、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、本補正予算につきましては、国の経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付するための経費を追加するものでございます。

補正予算の規模につきましては、歳入歳出それぞれ9,698万7,000円を追加し、予算の総額を54億8,290万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

承認第1号及び議案第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長南町一般会計補正予算（第7号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年1月19日提出。長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、町長から提案理由の説明にもございましたが、子育て世帯への臨時特別給付金のうち追加の5万円相当の給付について国の補正予算成立に伴い、本町としては早期に現金での給付を行うため緊急に予算措置が必要となったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

2ページをお開きください。

専決処分書。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,592万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月20日付で専決処分させていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,850万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金で、子育て世帯への臨時特別給付金について、追加の5万円相当の給付を現金給付するため、受給対象者770名に

対して1人当たり5万円を支給する費用3,850万円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、歳入でご説明した国庫支出金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,850万円を充てさせていただくものでございます。

以上で、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度長南町一般会計補正予算（第7号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）の内容の説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算について。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和4年1月19日提出。長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）でございます。

令和3年度長南町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,698万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,290万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明いたしますが、本補正予算につきましては町長の提案理由にもありまして、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の経済対策に基づき、生活・暮らしの支援として給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施するための経費を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金9,500万円及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金198万7,000円の追加をお願いするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において、給付事務費として計198万7,000円の追加をお願いするものでございます。内訳といたしまして、10節需用費で、ファイルなどの消耗品費15万円及び封筒の印刷に係る印刷製本費1万2,000円を追加し、11節役務費で、案内確認書類などの発送費用として、郵便料16万円及び給付金振込に要する口座振込手数料21万5,000円を追加し、12節委託料で、給付金支給のためのシステム改修委託料145万円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、歳入で申し上げた国庫支出金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金198万7,000円を充てさせていただくものです。

18節負担金補助及び交付金では、住民税非課税世帯等950世帯に対して1世帯当たり10万円を、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として給付するための費用9,500万円の追加をお願いするものでございます。

特定財源につきましては、歳入で申し上げた国庫支出金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金9,500万円を充てさせていただくものでございます。

以上で、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで承認第1号及び議案第1号の内容の説明は終わりました。

日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

なお、質問者及び答弁者は、自席にて着座で発言をするようお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 住民税非課税の世帯に対する給付金ということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど950世帯の方の金額の補助金ということで9,500万円取っているんですけども、内閣府のこのチラシを見ますと、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯には町から確認書が届いて、それについて給付が始まるわけですけども、もう一個、令和3年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった世帯、これは家計急変世帯と言うらしいですけども、これは各町民なりが申請をしなきゃいけないということになっているんですけども、この950世帯というのは、今言った1に当たるのか、それともこの家計急変世帯も含まれているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、住民税の非課税世帯に対しましては、全体では950世帯なんですけれども、住民税非課税世帯の予算上では900世帯を見込んでおります。そして、今回はもう一点、家計急変世帯にも1世帯当たり10万円の給付という国の施策があります。そちらは50世帯を見込んでおります。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、900世帯と50世帯で合わせて950世帯。これらで、中には高齢者の方とかがいて申請が難しい方もいらっしゃると思いますが、そのような方はどのようにするのか教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、今の質問ですけれども、高齢者であったりというような方は、申請が難しい方も中にはいらっしゃいます。その場合は、申請がちょっと上がってくるのが遅いようなときには、町のほうから、福祉課から対象世帯に連絡なり訪問するなりして、申請をしていただけるように説明をさせていただきます。

○議長（松野唱平君） ほかに質問はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 質疑なしと認めます。

これで質問を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度長南町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松野唱平君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は2時50分からは予定しております。

なお、日程第7から日程第8につきましては議員のみで行いますので、執行部の皆様におかれましては、ここでご退席をお願いします。

以上です。

(午後 2時34分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2時50分)

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（松野唱平君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

選任案を配付します。

[選任案配付]

○議長（松野唱平君） お諮りします。

議会運営委員会委員の選任及び各行政委員会委員の選出については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員の選任及び各行政委員会委員の選出については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（松野唱平君） 日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

長生郡市広域市町村圏組合規約第7条第1項に、関係市町村の議会議員である組合議員が欠けたときは、欠員が生じた関係市町村において直ちに補欠選挙を行わなければならないと規定されており、本町の組合議員に欠員が生じたため補欠選挙を行います。

それでは、組合議員の選挙に立候補したい議員の方は挙手をお願いします。

[立候補者挙手]

○議長（松野唱平君） 2名の挙手がありました。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり、組合議員の選出については選挙で行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松野唱平君） 選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（松野唱平君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番、林 義博君、4番、岩瀬康陽君、10番、加藤喜男君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（松野唱平君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（松野唱平君） それでは、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投 票〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人3名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（松野唱平君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は12票です。これは先ほどの出席議員に一致しております。そのうち有効投票は12票。無効投票はゼロ票でございます。

有効投票のうち、御園生 明君8票。板倉正勝君4票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、御園生 明君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松野唱平君） ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選された御園生 明君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員挨拶

○議長（松野唱平君） 当選の挨拶をお願いします。

御園生 明君。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明君登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明君） ただいまの選挙の結果、皆様方のご支援をいただきまして、広域議員として、今回初めて私が担当させていただくことになりました。

私も広域行政は初めてでございます。知らない点、多々ありますけれども、勉強してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松野唱平君） ここでしばらくの間、休憩します。

（午後 3時05分）

○議長（松野唱平君） 会議を再開します。

（午後 3時07分）

◎閉会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本臨時会の会議録調製に当たり、字句、数字その他細部の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

会議を閉じます。

令和4年第1回長南町議会臨時会を閉会します。

皆さん大変ご苦勞さまでした。また、お疲れさまでございました。

（午後 3時07分）